

不燃ごみ袋の
取り扱いについて



1月からのごみの分別変更後、不燃ごみ袋は引き続き使用できませんが、多量に購入した不燃ごみ袋を使いきれないとの声も多数寄せられています。このため、次の期間に限り、不燃ごみ袋に「可燃」と書いた紙などを貼れば可燃ごみ袋として排出できるようにします。また、外装袋を開封していない不燃ごみ袋は、可燃ごみ袋に交換することもできます。交換方法などの詳細が決まりましたら、広報、ホームページに掲載します。

犬・猫の飼い主の方へ
ルールやマナーを守っていますか



排泄物や抜け毛の放置、放し飼いやリードの散歩、犬・猫のにおい、咬まれた・引っつかれたなど、ペットが嫌われる理由のほとんどが飼い主のマナーの悪さによるものです。あなたの愛犬、愛猫がみんな

空間放射線量
測定結果

定点の6か所と山間部8か所の測定結果をお知らせします。測定結果は表1、表2のとおり、基準値(毎時0.23μSv)を超える地点はありませんので、ご安心ください。

また、過去に学校などの公共施設で除染の対象となった25施設40か所の再測定を、11月から12月の間に行ったところ、表3のとおり全ての地点が基準値以下でしたので、お知らせします。

表1 定点6か所の空間放射線量測定結果(1月27日)

Table with 4 columns: 測定箇所, 中心点 (5cm, 1m), 局所 (集水マスなど), and 測定値. Rows include 屋城保育園, 市民運動広場, 市役所, 楓ヶ原公園, 五日市ひろば, すぎの子保育園.

表2 山間部8か所の空間放射線量測定結果(1月27日)

Table with 4 columns: 測定箇所, 測定値 (5cm, 1m), 備考, and 測定値. Rows include 横沢入管理棟, 深沢会館, 小峰台公園, 戸倉会館, 盆堀自治会館, 西青木平橋, 小宮会館, 上養沢自治会館.

表3 空間放射線量再測定結果

Table with 5 columns: 施設名称, 測定地点, 測定日, 測定値 (5cm), and 測定値. Rows list various schools and public facilities like 西秋留小学校, 増戸小学校, etc.

測定機器: 日立アロカメディカル TCS-172B

に愛されるように、飼い主はルールやマナーを守り、ご近所や地域の迷惑にならないようにしてください。フン害にならないために犬の場合: 散歩時はフンを放置したままにせず、袋などを用意して必ず持ち帰りましょう。ペットボトルなどを持ち歩き、おしっこをしたら水をかけるなどの配慮もしてください。猫の場合: 猫は決まった場所で排泄する習性があります。屋外での排泄をさせないように、飼い主が責任をもって室内のトイレ場所を覚えさせ、フン・尿を屋外でしないようしつけましょう。

飼育の成功は飼い主の責任です。飼い主のいない猫に関する苦情も寄せられています。飼い主のいない猫に餌を与えると、主のいない猫に餌を与えることになり、それを迷惑に感じる人もいます。集ま

犬・猫の飼い主の方の相談や、万が一、飼い犬、飼い猫が逃げてしまった場合は、東京都動物愛護センター(多摩支所)へ(581-7435)にお問い合わせください。問合せ 健康課予防推進係



つた猫同士で伝染病が媒介する危険もあります。また、不妊去勢手術をしていないと、繁殖してこうした猫が増え続け、周辺の生活環境被害によるトラブルにも発展します。飼い主のいない猫に餌を与えている人は、地域や周りの住民の方々の理解を得る、責任を持って引き取って飼う、新しい飼い主を見つけるなど、よく考えて行動しましょう。

くらしの知恵袋 ~消費生活 相談情報~
知っているようで知らない「契約」とは?

契約

消費者から消費生活相談室に寄せられる苦情のほとんどは、販売方法や解約など「契約」に関するものです。

日用品などの商品を購入する「売買契約」、貸し衣装をレンタルする「賃貸借契約」、電車やバスなどに乗る「旅客運送契約」、工務店などに依頼して家を建ててもらった「請負契約」など、私たちの生活は「契約」することで成り立っています。

契約は、法的責任を伴う約束で、当事者間の「申込み」と「承諾」という合意によって成立します。口約束でも成立しますが、法律で契約書の作成が義務付けられている契約もあります。

契約書は当事者間による合意の証拠であり、署名すると、その内容を読んでいなくても、理解できていなくても、内容について合意したものとみなされますので、契約をするときはよく考えて慎重にしましょう。

一度当事者間の合意によって成立した契約は、一方の都合で勝手にやめることはできません。ただし、「脅された」「嘘の説

明を受けた」など、契約時の状況によっては契約をやめることができますので、トラブルにあったら迷わず消費生活相談窓口へご相談ください。

○あきる野市消費生活相談窓口 悪質商法による被害や、事業者と結んだ契約に関する困りごとなど、消費生活に関して困ったときやおかしいなと思ったときは、一人で悩まずに気軽にご相談ください。電話でも相談にお答えします。

開設日時... 毎週月曜・木曜日 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く) 予約の必要はありません。場所... 市役所1階市民相談室 月曜・木曜日以外でお急ぎのときは、東京都消費生活総合センターにご相談ください。

○東京都消費生活総合センター 開設日時 毎週月曜日~土曜日 午前9時~午後5時 消費生活相談・多重債務相談... 03-3235-1155 架空請求110番... 03-3235-2400 高齢者被害110番... 03-3235-3366